

# 第1章 計画策定にあたって

本市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を、市民との協働により制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、平成14年3月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（さんかくプラン）」、平成19年3月に「新さんかくプラン」、平成24年3月に「第3次さんかくプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、取組を進めてきました。

また、平成22年3月には、同条例に基づき、DV防止及び被害者支援の施策を総合的・計画的に推進するため、「岡山市DV対策基本計画」を策定し、配偶者・パートナーからの暴力の根絶に向けて取り組んできました。

こうした中、国においては、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、あらゆる分野において女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高めるためにも極めて重要であるとして、女性の活躍促進のための取組を推進してきました。

平成27年8月には、働くことを希望する女性が、職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方自治体、事業主に必要な取組を促すための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成27年法律第64号）」が成立するなど、女性活躍促進に向けた動きがさらに広がっています。

一方、本市が平成27年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下「市民意識・実態調査」という）の結果では、固定的な性別役割分担意識について否定的な人の割合が少しずつ増えているものの、職場において男女の地位が平等と考える人の割合が約2割と低い状況や、依然として仕事と家庭生活や地域生活等を両立できていない状況が表れているなど、男女共同参画社会を実現するための課題が多く挙がっています。

これらの課題を踏まえ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次さんかくプラン」を策定しました。

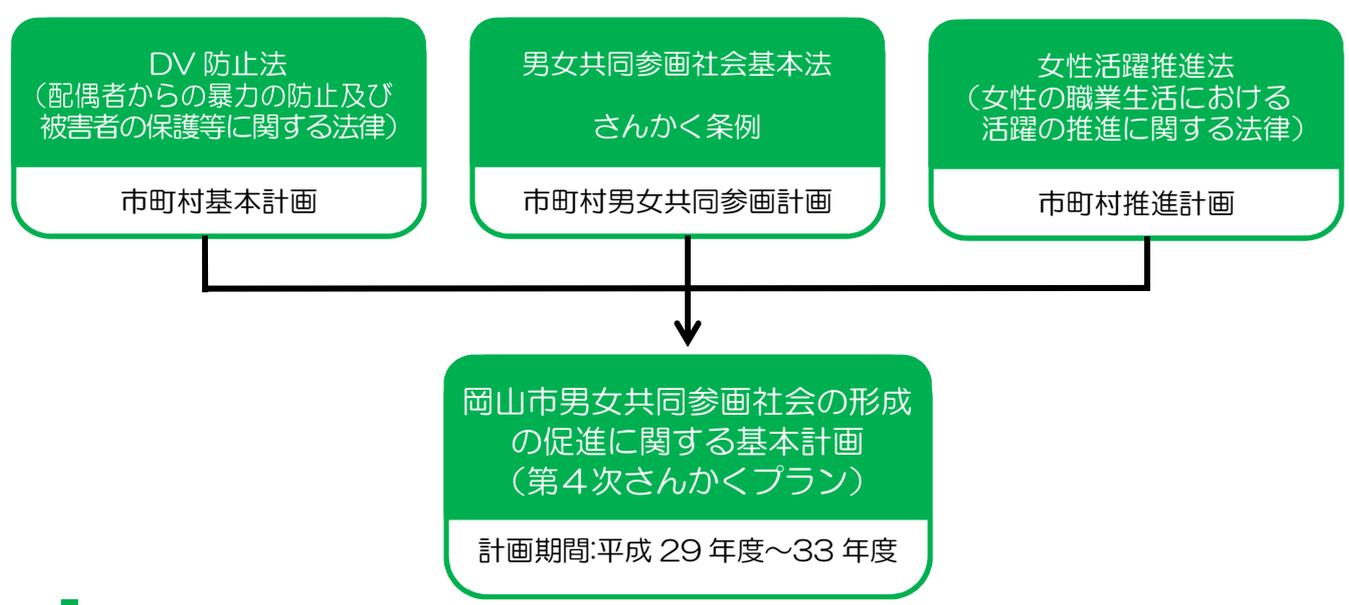
## 1 計画の目的

本計画は、一人ひとりの人権が尊重され、市民が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現を目的として、「さんかく条例」に規定する7つの基本理念に基づき策定するものです。

<b>基本理念</b> (さんかく条例第3条要約)	① 性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が尊重されること
	② 性別による固定的な役割分担によらず、自らの意思と責任により多様な生き方が選択できること
	③ 家事や育児などの家庭生活における活動と仕事などのその他の活動が両立できること
	④ 政策・方針の立案及び決定において、いずれかの性に偏ることなく互いに共同して参画する機会が確保されること
	⑤ 妊娠、出産その他の性と生殖に関することについて、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康を享受 <sup>きょうじゆ</sup> できること
	⑥ 国際的な取組と協調・連携して男女共同参画の施策が推進されること
	⑦ 市、市民、事業者は主体的にその役割を果たし、互いに協働すること

## 2 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)第14条第3項及び「さんかく条例」第9条に規定する基本計画として位置付けます。
- 本計画のうち「重点目標2」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当します。
- 本計画のうち「重点目標7～9」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当します。
- 上位計画である「岡山市第六次総合計画」との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点を生かします。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とします。  
 なお、社会情勢の変化への対応や計画の進捗状況の反映など、必要に応じて計画の見直しを行います。

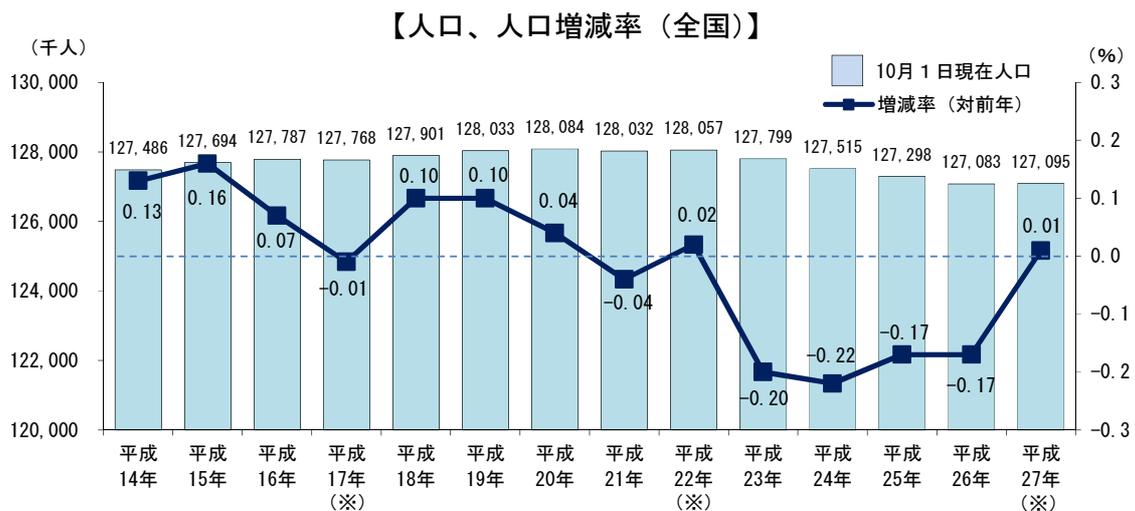
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
新さんかくプラン					第3次さんかくプラン					第4次さんかくプラン (男女共同参画計画) (DV対策基本計画) (女性活躍推進計画)				
DV対策基本計画														

## 4 社会情勢等の変化

### (1) 人口の減少

我が国の人口は、人口動態統計によると平成 17 年に初めて自然減に転じ、平成 23 年以降は減少傾向にあります。

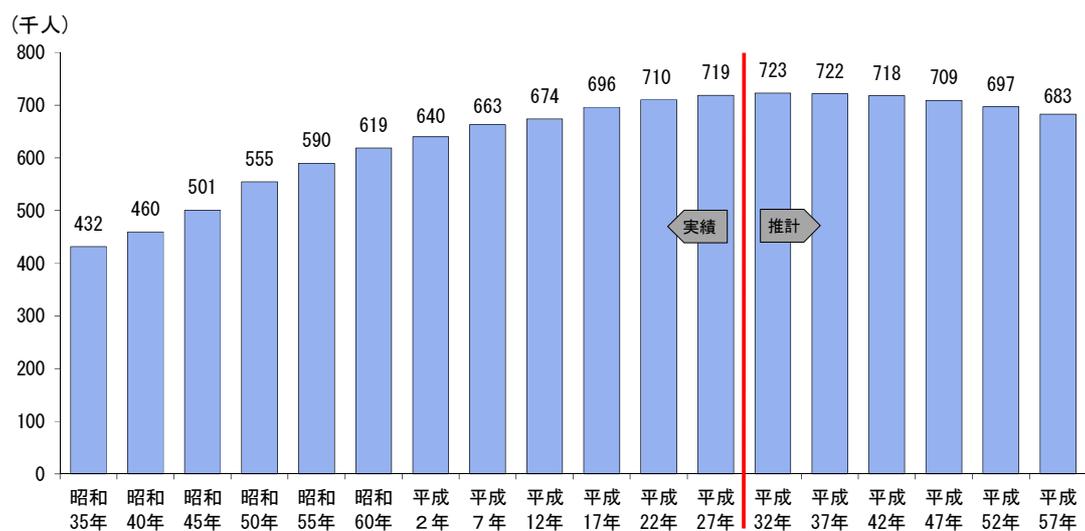
本市の人口は、これまで順調に増加してきましたが、今後は平成 32 年をピークに人口減少期に突入する見込みとなっています。



(備考) 増減率は、前年 10 月から当年 9 月までの増減数を前年人口で除したものです。

(平成 26 年人口推計 (各年 10 月 1 日) ※国勢調査人口)

### 【人口及び推計人口（岡山市）】



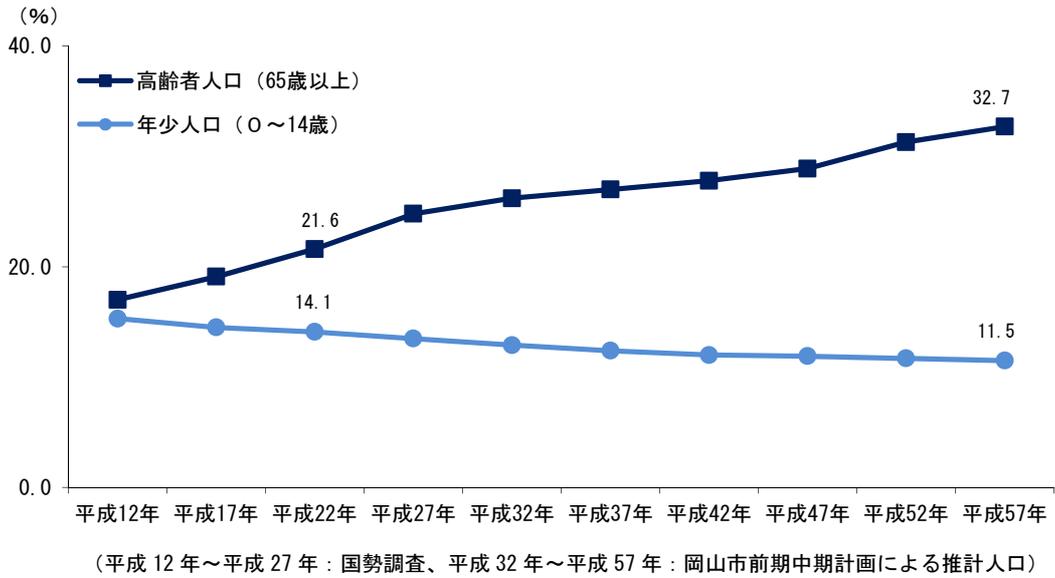
(昭和 35 年～平成 27 年：国勢調査、平成 32 年～平成 57 年：岡山市前期中期計画による推計人口)

(2) 少子高齢化の進展

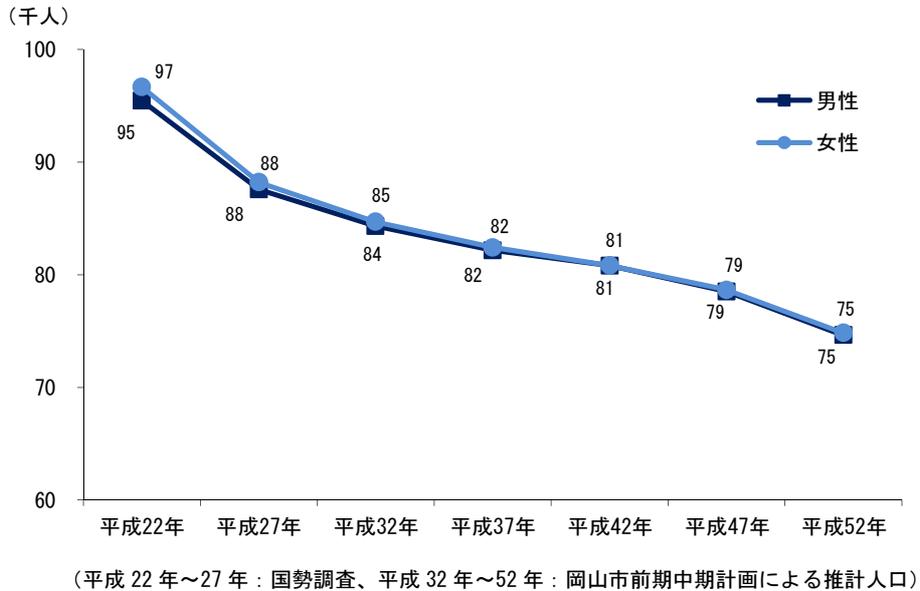
本市の年少人口（0～14 歳）割合は低下し、一方、高齢者人口（65 歳以上）割合は上昇しており、さらに少子高齢化が進行していく見込みです。

また、子どもを産む中心世代の女性（20～39 歳）の人口は平成 22 年の約 97,000 人から平成 52 年には約 75,000 人に減少する見込みとなっています。

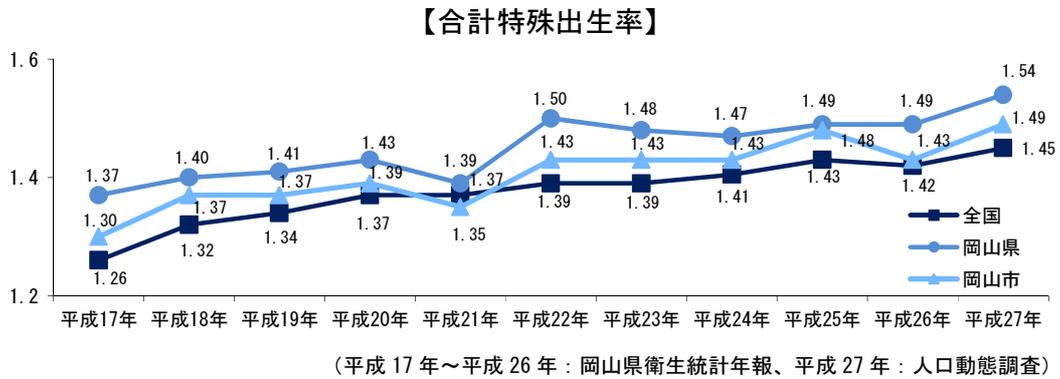
【高齢者人口（65 歳以上）割合、年少人口（0～14 歳）割合（岡山市）】



【性別 20～39 歳人口の推計（岡山市）】



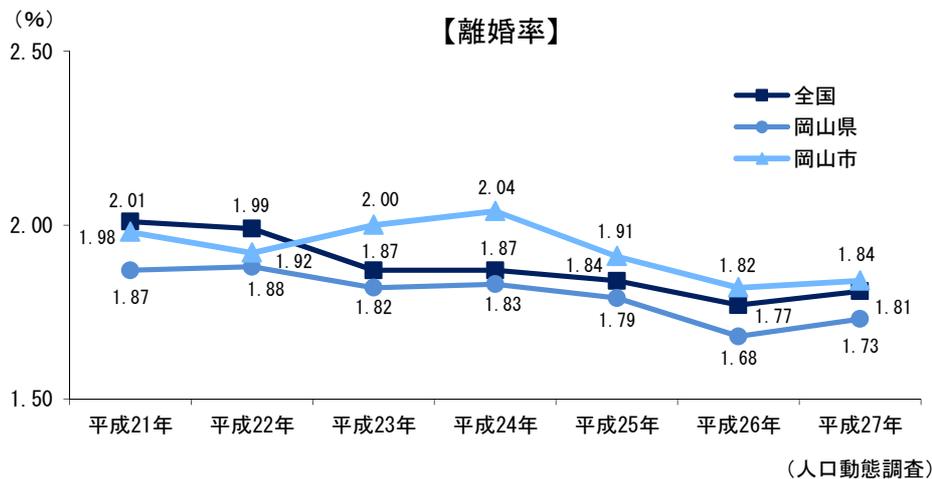
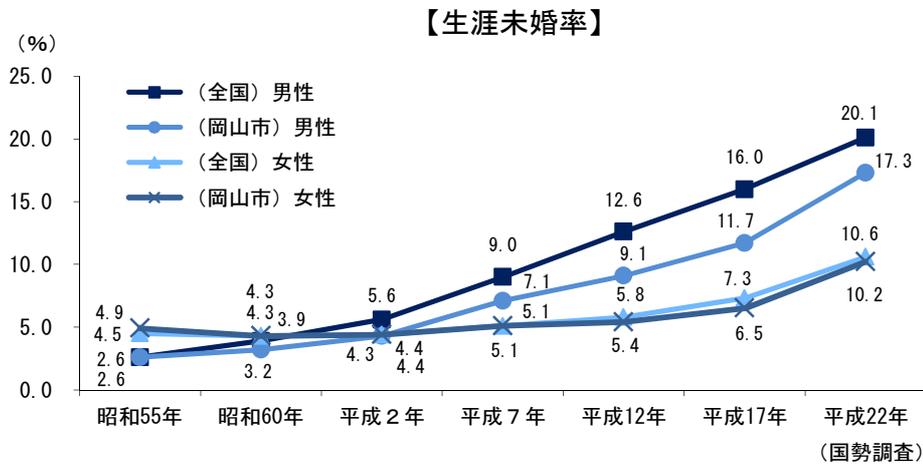
本市の合計特殊出生率\*1は、平成21年以降改善傾向にあります、依然として低水準で推移しています。



\*1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性とその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

### (3) 婚姻の状況

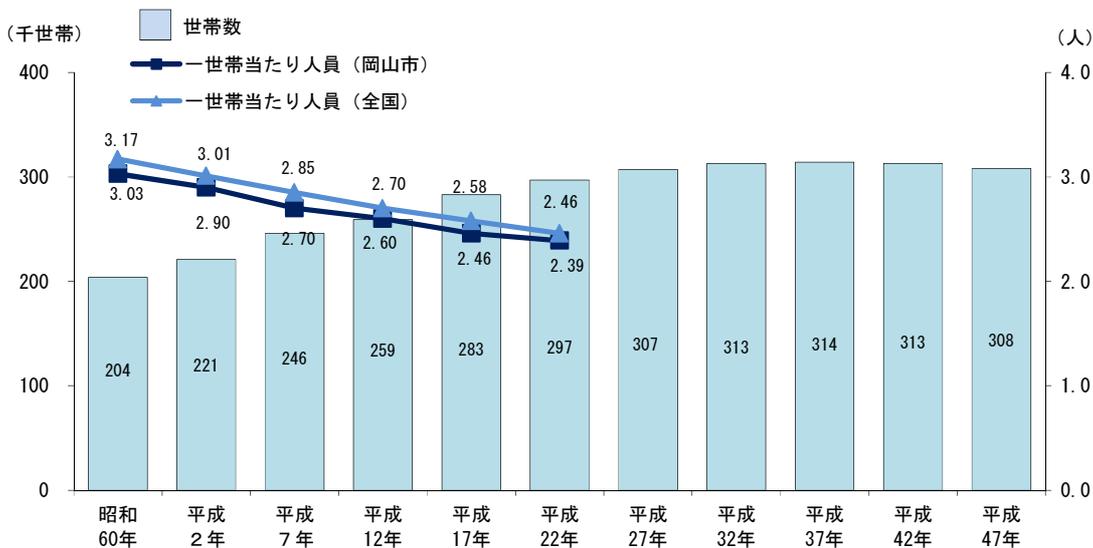
本市の生涯未婚率をみると、男女ともに全国を下回っていますが、上昇傾向にあります。特に本市の男性は、平成17年から平成22年にかけて、5.6ポイントも上昇しています。離婚率をみると、2%前後で推移していますが、平成23年からは全国、岡山県を超えています。



(4) 家族形態の多様化

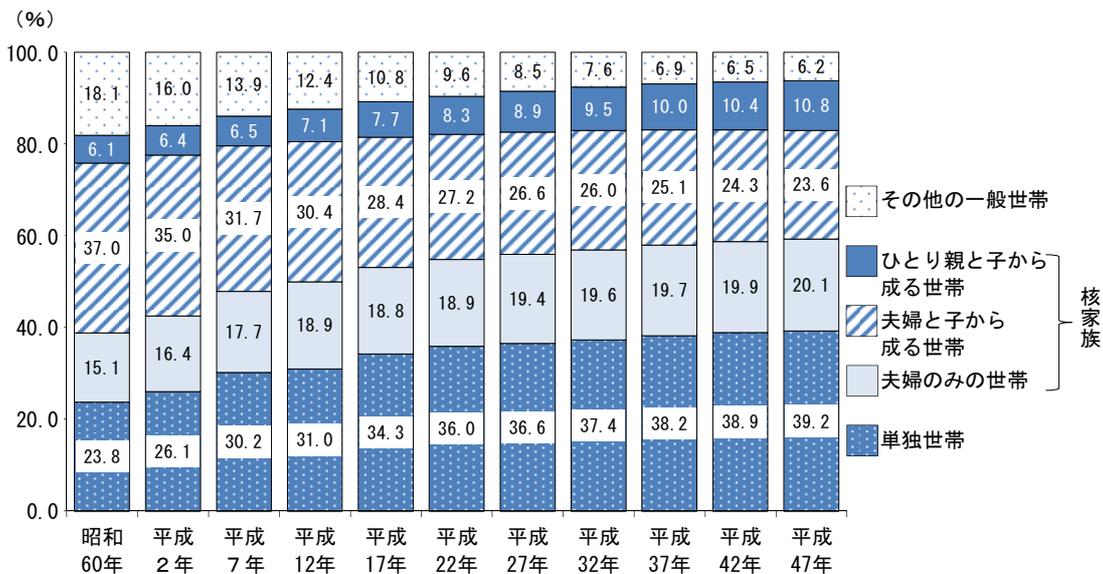
本市の世帯数は年々増加傾向にあり、家族類型別の割合で見ると、「単独世帯」が継続して上昇すると推定されています。また、「夫婦と子から成る世帯」、「その他の一般世帯」の割合は年々低下し、「夫婦のみの世帯」、「ひとり親と子から成る世帯」の割合は緩やかな上昇傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

【総世帯数の推移と将来推計（岡山市）】



(昭和60年～平成22年:国勢調査、平成27年～平成47年:岡山市推計<H26>)

【家族類型別世帯数の割合の推移と将来推計（岡山市）】

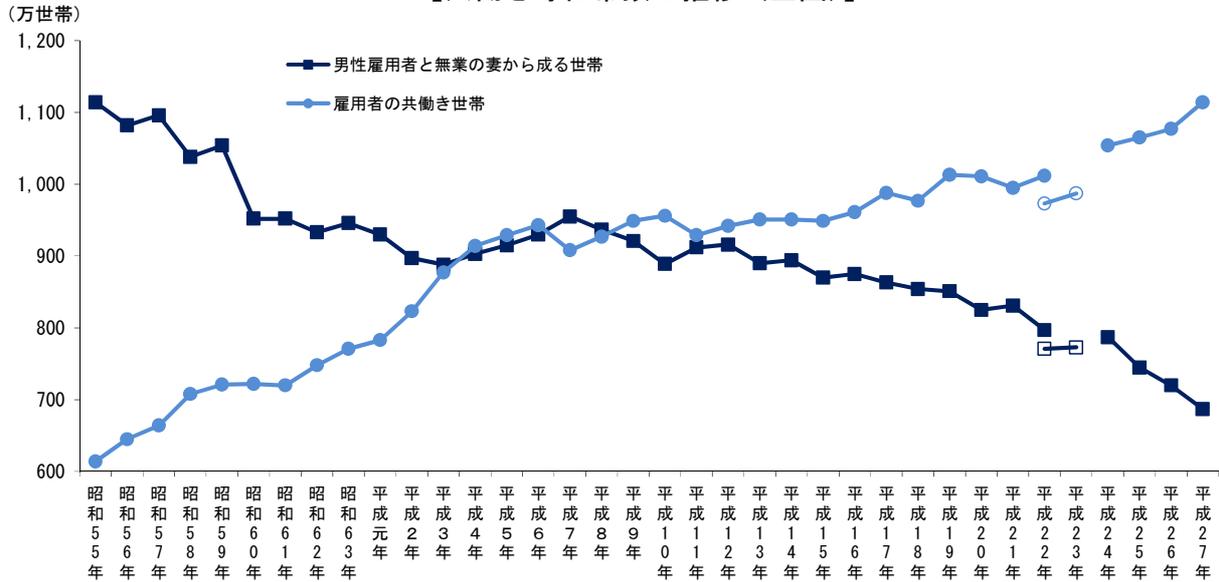


(昭和60年～平成22年:国勢調査、平成27年～平成47年:岡山市推計<H26>)

### (5) 共働き世帯の増加

我が国における共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯が、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。岡山市における、子どものいる夫婦の共働き率は約50%で、政令指定都市中5位となっています。

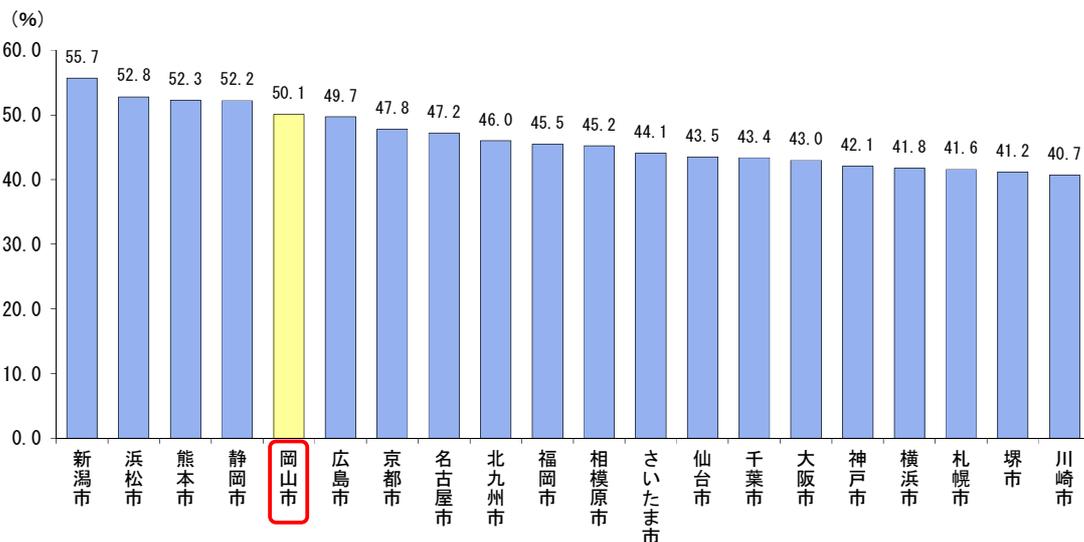
【共働き等世帯数の推移（全国）】



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(平成28年度版男女共同参画白書)

【政令指定都市別子どものいる夫婦の共働き率】



(平成22年国勢調査)

## 5 現状と課題

### (1) 固定的な性別役割分担の解消

- 「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」という固定的な性別役割分担について否定的な人の割合は増加しつつありますが、女性よりも男性に、固定的な役割分担意識が残っている結果となっています。(P39 参照)
- 男女の平等感は「家庭」「地域社会」「職場」「政治の場」において『男性優遇』と回答した人が半数を超えています。(P18 参照)
- 今後も継続して、さまざまな活動の場における男女共同参画について理解を促進することが必要であり、啓発講座等の開催にあたっては、若い世代や新規受講者の拡大を図ることが重要です。

### (2) 仕事と家事・育児など家庭生活の両立の推進

- 男性の平日の家事時間は 30 分未満が約 60%、育児時間は 30 分未満が約 25%となっており、男性の家事・育児などの家庭生活への一層の参画促進が必要です。(平成 24 年岡山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査)
- 女性が仕事を辞めたいと思った理由・退職した理由について、約 40%の人が「仕事と子育てを両立する自信がなかったから」と回答しています。(平成 26 年度岡山市女性が輝くまちづくり調査)
- 共働き世帯が増加する中、家事や育児などの家庭生活においては、依然として女性の負担が大きく、女性が働く場や地域で活躍することの<sup>そが</sup>阻害要因となっています。少子高齢化や労働力人口の減少に対応するためにも、仕事と生活の調和を大切にした働き方や意識の改革に向けて、長時間労働の見直しや多様で柔軟な働き方の推進などの働きやすい職場環境づくりについて効果的に企業等へ啓発することが必要です。

### (3) 配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進

- DV\*1防止啓発講座や出前講座を実施し、配偶者やパートナー、交際相手からの暴力の防止に向けた取組を進めてきました。配偶者等からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は重大な人権侵害であると認識する人の割合は約 8 割となっています。(「第 3 次さんかくプラン」行政評価)
- DV 行為を受けたことが何度もあったと回答した人のうち約 35%、DV 行為を受けたことが 1、2 回あったと回答した人のうち約 40%が、「誰にも相談しなかった」と回答しています。(平成 27 年度市民意識・実態調査)
- 暴力の根絶と DV 被害者の保護・支援のためには、正しい理解を深める効果的な啓発や被害者が相談しやすい体制づくりと、さんかく岡山の相談支援センターなど相談機関の一層の周知が必要です。

\* 1 DV (ドメスティック・バイオレンス) : 配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者からの暴力。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力(大声で怒鳴る、暴言など)、性的暴力(性的行為の強要など)、社会的暴力(電話、メールのチェック、行動の制限など)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)がある。